

福岡空港の民間委託について

意 見

福 岡 県

福 岡 市

福岡空港は、福岡のみならず九州、西日本の拠点空港として、地域の振興・発展に貢献するとともに、我が国の航空ネットワークを支える空港であり、今後アジアの拠点空港にもなりうる空港であります。これを踏まえたうえで、今回、国の方針を受け、福岡空港の民間委託について、民間委託が地域振興・発展にどのようにかわるのか、また、どのような課題があるのか等について、地元として様々な議論をしてまいりました。

福岡空港の民間委託については、戦略的な路線誘致等による航空ネットワークの充実や空港運営の効率化によるコスト縮減、収益機会の増等による利用者サービスの向上などが期待され、地域の振興・発展に効果があるものと考えます。

一方で、民間委託される場合には、安全性の確保はもとより、福岡空港固有の課題である借地や環境対策、空港運営に地元の意見が反映される仕組みの整備など、下記の課題への対応が必要であると考えております。

また、民間委託の実施にあたっては、誘導路二重化や滑走路増設等の空港整備の早期完成に支障が生じないこと、運営希望者が事業判断可能となるようなタイミングとすること、地元企業を含めた幅広い参加の仕組みを確保することも必要であると考えております。

については、これらの課題への対応を条件として、民間委託の検討を進められることには異存はありません。今後、透明性をもって、手続きを円滑に進めていただきたいと考えます。

記

(借地料)

国が責任を持って対応すること、借地の安定的な使用を確保するため、運営権者に支払わせるのではなく国が支払うこと。

(環境対策)

福岡空港の運営は、空港周辺住民の理解のもとに行われていることを踏まえ、環境対策が後退、停滞するようなことがないよう、空港と空港周辺地域との共生を進めていくこと。そのため、環境対策については、国が責任を持って対応、実施すること。また、仮に環境対策を運営権者の事業とする場合には、国が設置管理者且つ空港運営の委託者としての責任を負うこと。空港周辺整備機構が、将来運営権者に事業統合される場合には、当分の間、経過措置として同機構を維持し事業継続すること。また、空港環境整備協会が実施している「空港と地域との共生に係る事業」についても引き続き実施されるよう、国として責任を持って対応すること。

(福岡空港の整備事業)

平行誘導路二重化や国内線旅客ターミナルビル再整備事業、滑走路増設事業などの完成が遅れないようにする必要があり、事業に影響が生じないよう、関係者間の協議を通じて、配慮すること。

(安全性の確保)

運営の絶対条件且つ最優先事項であり、また、地域の重要な公共交通基盤であることを踏まえ、国においても、万全を期すとされているが、念には念を入れた対応（指導、監督）を行うこと。

(大規模災害時や有事における対応)

空港は、災害時及び有事における活動拠点であることから、災害時等における運営権者の協力を義務付けること。

(安定した空港運営の確保)

経営環境の変化等により安定的な空港運営が困難となり、運営が中断したり、維持管理が不十分となるなど、利用者の利便を損なう事態が生じないよう、運営権者の運営、財務、維持管理につ

いて、国が确实且つ適切に指導、監督すること。また、空港運営に支障が生じる場合には、国が適切に関与すること。

(官民の適切な役割、リスク分担の明確化)

空港機能が停滞し、運営に支障が生じないように、国と運営権者間の役割分担やリスク分担を明確にすること。

(地域の振興に係る協力と地域の意向を反映する仕組み)

運営権者が地域との関係を重視し、空港運営に県民等の意見が反映されるよう、地域の振興を民間委託の大前提として事業目的に位置付けるとともに、地域との協議の場である空港法協議会の設置及び協議を通して、地域の意見が反映される仕組みを整えること。

(必要な投資の確保、適切な空港利用料金の設定)

運営権者が利益最優先の空港運営により、利用者の受益の増加範囲を超えた利用料金の値上げを行うことがないように、国として監視、指導すること。また、利便性向上のための空港施設への投資や安全管理に万全を期すための投資が適切に行われるよう投資計画や中期的な投資計画などについて、国として点検、監視し、指導すること。

(福岡県の空港の将来構想の実現に係る協力)

運営権者は、地域が目指す路線誘致や路線の選択、福岡空港の発着枠を超える就航希望航空会社に対する、北九州空港への路線誘導等について、自治体と協議し、地域の方針に協力すること、このため、地域が設置する協議などへの運営権者の参加を義務付けること。

平成 26 年 11 月 26 日

福岡県知事 小 川 洋

福岡市長 高 島 宗一郎